



「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業 新規

成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額 16億円（一）
【令和5年度補正創設】

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- （1）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- （2）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：① 6,000円／人（原則として個別健診） ② 5,000円／人（原則として集団健診）

32



乳幼児健康診査実施支援事業 新規 推進枠

成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額 4.0億円（一）

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の異常の発見や発達の評価を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ① 健診医が確保できない
 - ② 医師以外の専門職が確保できない
 - ③ 健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難
 といった課題が挙げられた。
- また、一部地域では会場までの距離が遠く、乳幼児健診の交通費がかかるなどの課題も挙げられている。
- そのため、各自治体において、小児科医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をする必要がある。

事業の概要

● 都道府県事業

- （1）関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
（3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診）

● 市町村事業（※申請市町村に一定の制限を課す予定）

- （2）健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
- （3）乳幼児やその保護者が、遠方の乳幼児健診の実施場所へ移動する際にかかる交通費の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
- （4）各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用（保健師・心理士等の医療従事者が対象）
（3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診）

実施主体等

- 【実施主体】（1）都道府県、（2）～（4）市町村 【補助率】1/2
- 【補助単価】（1）1都道府県あたり 2,715,000円 （2）1市町村あたり 1,409,000円
（3）移動に要した費用の8割を補助 （4）1市町村あたり 600,000円

33